

改正

平成17年9月30日規則第42号

平成18年3月31日規則第52号

老人福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の施行に関しては、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身体上若しくは精神上又は環境上の理由)

第2条 法第11条第1項第1号に規定する身体上若しくは精神上又は環境上の理由は、当該65歳以上の者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その健康状態が、入院加療を要する状態でなく、かつ、他の被措置者に感染するおそれのある感染症を有するものでないこととする。

- (1) 身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ、養護者等がないか、又はあつても適切に養護を行うことができないと認められること。
- (2) 同居者との同居の継続が心身を著しく害すると認められること。
- (3) 住居がないか、又はあつても狭あいである等環境が劣悪な状態にあるため、心身を著しく害すると認められること。

(常時の介護を必要とするとき)

第3条 法第11条第1項第2号に規定する常時の介護を必要とするときは、当該65歳以上の者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する者を含む。）が要介護認定において要介護状態に該当する場合であつて、その健康状態が、入院加療を要する状態でなく、かつ、他の被措置者に感染するおそれのある感染症を有するものでないこととする。

(養護受託者の要件)

第4条 法第11条第1項第3号に規定する養護受託者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 老人を養護することを希望する者（以下「養護受託希望者」という。）であること。
- (2) 養護受託希望者の家族が老人の養護受託について理解と熱意を有すること。
- (3) 養護受託希望者及びその家族が身体的及び精神的に健康な状態にあること。

- (4) 養護受託希望者の世帯の経済的状況が委託する老人の生活を圧迫するおそれがないこと。
- (5) 養護受託希望者の住居の規模、構造及び環境が老人の健康な生活に適すること。

(養護受託希望者の申出等)

第5条 省令第1条の7の規定による申出は、老人養護受託申出書(様式第1号)によってしなければならない。

2 福祉事務所長は、省令第1条の7の規定による申出をした者を、養護受託者とすることに決定したときは養護受託者決定通知書(様式第2号)により、養護受託者としないうちに決定したときは養護受託申出却下通知書(様式第3号)により、当該申出をした者に通知する。

(65歳未満の者に対する措置)

第6条 法第11条第1項第1号及び第3号の規定による措置は、60歳以上の者であつて、同項各号の措置の要件(年齢に係るものを除く。)に該当するものについて行うものとする。ただし、60歳未満の者であつても次の各号のいずれかに該当する場合は措置することができる。

- (1) 当該60歳未満の者の老衰が著しく、かつ、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号の救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に入所の余力がないため、これに入所させることができない場合
- (2) 当該60歳未満の者が初老期における認知症に該当する場合
- (3) 当該60歳未満の者の配偶者(60歳以上の者に限る。)が養護老人ホームの入所の措置を受けている場合であつて、かつ、当該60歳未満の者が養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)の入所の措置の要件(年齢に係るものを除く。)に適合する場合
- (4) 前2号に類した特別な事情があると認められる場合

(措置の変更及び廃止)

第7条 福祉事務所長は、法第11条第1号の規定により入所又は養護受託者への委託の措置のうちいずれかの措置を受けている者(以下「入所者等」という。)について、他の措置を採ることが適当であると認められる場合は、他の措置に変更することができる。

2 福祉事務所長は、入所者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該措置を廃止するものとする。

- (1) 入所者等が措置の要件に適合しなくなった場合
- (2) 入所者等が病院等への入院その他の事由により養護老人ホーム又は養護受託者の住居以外の場所で生活する期間がおおむね3箇月を超えた場合又は3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合

(3) 入所者等が介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

(老人ホームへの入所等措置の決定通知)

第8条 福祉事務所長は、法第11条第1項の規定による措置の開始の決定をしたとき又は前条の規定による当該措置の変更若しくは廃止の決定をしたときは、その旨を当該決定の対象である者に通知する。

2 前項の規定による通知は、措置決定通知書（様式第4号）によって行う。

(入所又は養護の委託)

第9条 福祉事務所長は、次の各号に掲げる委託をしようとするときは、当該各号に定める様式による委託書とその委託をしようとする者に送付する。

(1) 法第11条第1項第1号及び第2号の規定による委託 入所委託書（様式第5号）

(2) 法第11条第1項第3号の規定による委託 養護委託書（様式第6号）

2 前項の委託書の送付を受けた者は、速やかに受託するかどうかを決定し、入所（養護）受諾（不承諾）通知書（様式第7号）により福祉事務所長に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、第7条の規定により、法第11条第1項の規定によりした第1項各号の委託の内容を変更し、又は廃止するときは、入所（養護）委託変更（廃止）通知書（様式第8号）を受託者に送付するものとする。

(葬祭の委託等)

第10条 福祉事務所長は、法第11条第2項の規定による委託をしようとするときは、葬祭委託書（様式第9号）をその委託をしようとする者に送付するものとする。

2 前項の委託書の送付を受けた者は、速やかに受託するかどうかを決定し、受託することを決定したときは葬祭承諾書（様式第10号）により福祉事務所長に通知しなければならない。

(遺留金品の取扱い)

第11条 老人ホームの長又は養護受託者は、入所者等が死亡したときは、葬祭・遺留金品状況届書（様式第11号）により、その旨を直ちに福祉事務所長へ届け出なければならない。

2 福祉事務所長は、前項の届書を受理したときは、遺留金品の取扱いについて、遺留金品処分指示書（様式第11号の2）により老人ホームの長又は養護受託者に指示するものとする。

3 法第27条に規定する遺留金品の処分については、生活保護法第76条の規定に基づく遺留金品の処分の例による。

(要措置者通告)

第12条 民生委員その他の者は、法第11条第1項の措置を要すると認められる者を発見したときは、

福祉事務所長に通告しなければならない。この場合において、福祉事務所長は当該措置を要すると認められる者が他の市町村長又は福祉事務所長の管轄に属する者であるときは、当該他の市町村長又は福祉事務所長にこれを通報しなければならない。

(被措置者状況変更届)

第13条 省令第6条の規定による届出は、被措置者状況変更届(様式第13号)によってしなければならない。

(委託費概算払の請求)

第14条 法第11条第1項の規定による委託を受けた者は、1月、4月、7月及び10月の各月にその各月以後3箇月間(以下「四半期」という。)の当該委託に係る費用について概算払を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、福祉事務所長が特に必要と認めたときは、同項に定める各月(4月を除く。)の前月に四半期の当該委託に係る費用について概算払を請求することができる。

3 概算払の請求は、第1項の規定による場合にあつては当該月の5日までに、前項の規定による場合にあつてはその都度福祉事務所長が定める日までに、委託費概算払請求書(様式第14号)に委託費概算払請求額算出内訳(様式第15号)を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

(委託費概算払精算書の提出)

第15条 前条第1項又は第2項の規定による概算払の交付を受けた者は、当該交付を受けた四半期経過後5日以内に、委託費概算払精算書(様式第16号)に委託費精算額算出調書(様式第17号)を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

(備付書類)

第16条 福祉事務所長は、法第11条の規定により措置した者については、次に掲げる書類を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

- (1) 措置台帳
- (2) ケース番号登載簿
- (3) 面接(通告)記録票
- (4) 措置費等支給台帳
- (5) 養護受託申出書受理簿
- (6) 養護受託者登録簿
- (7) 養護受託者台帳

(老人居宅生活支援事業開始届)

第17条 法第14条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届書（様式第18号）によるものとする。

（老人居宅生活支援事業変更届）

第18条 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届書（様式第19号）によるものとする。

（老人居宅生活支援事業廃止又は休止届）

第19条 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止又は休止届書（様式第20号）によるものとする。

（老人デイサービスセンター等設置届）

第20条 法第15条第2項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届書（様式第21号）によるものとする。

（老人デイサービスセンター等変更届）

第21条 法第15条の2の規定による届出は、老人デイサービスセンター等変更届届書（様式第22号）によるものとする。

（老人デイサービスセンター等廃止又は休止届）

第22条 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止又は休止届書（様式第23号）によるものとする。

（老人ホーム設置届書等）

第23条 法第15条第3項の規定による届出は、老人ホーム設置届書（様式第24号）によるものとする。

2 法第15条第4項の規定による認可申請は、老人ホーム設置届認可申請書（様式第25号）によるものとする。

（老人ホーム事業開始届）

第24条 法第15条第4項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る老人ホームの業務を開始したときは、老人ホーム事業開始届書（様式第26号）により、その旨を速やかに市長に届け出るものとする。

（老人ホーム変更届書）

第25条 法第15条の2第2項の規定による届出は、老人ホーム変更届書（様式第27号）によるものとする。

（老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少又は増加届等）

第26条 法第16条第2項の規定による届出は、老人ホーム廃止（休止・入所定員の減少・入所定員の増加）届書（様式第28号）によるものとする。

2 法第16条第3項の規定による認可申請は、老人ホーム廃止（休止・入所定員の減少・入所定員の増加）認可申請書（様式第29号）によるものとする。

（有料老人ホーム設置届等）

第27条 法第29条第1項による届出は、有料老人ホーム設置届書（様式第30号）に施設の平面図を添付するものとする。

2 法第29条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

（1）法第29条第1項各号に掲げる事項の変更の届出 様式第31号

（2）事業の休止又は廃止の届出 様式第32号

（その他）

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第42号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第52号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式（省略）